



第3次岡山市協働推進計画

2026年3月
岡山市

はじめに



岡山市では、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現するため、「岡山市協働のまちづくり条例」に基づき、第2次岡山市協働推進計画を策定し、行政や市民活動団体、企業、学校など多様な主体が協働して様々な取組を進めてまいりました。

多様な主体をつなぎ協働を推進するコーディネート機関として設置した「ESD・市民協働推進センター」では、社会課題解決のための人材育成、情報共有や交流の機会を創出してまいりました。また、岡山市と市民活動団体が協働して行う「岡山市市民協働推進事業」や優れた協働の取組を表彰する「おかやま協働のまちづくり賞」、地域の特色をいかして区民が企画・運営する「区づくり推進事業」の実施により、協働の取組は着実に広がっております。

一方で、加速する人口減少・少子高齢化、災害の激甚化・頻発化、SNSの急速な普及など社会情勢は大きく変化し、市民ニーズや社会課題はより複雑化・多様化しています。このような状況のなか、持続可能な地域社会の実現のためには、行政だけではなく、多様な主体による協働での取組の重要性がますます高まっています。

こうした状況を踏まえ、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第3次岡山市協働推進計画」を策定しました。これまでの計画で取り組んだ成果を基に、多様な主体による地域の社会課題解決に向けた取組をより一層進めてまいります。

終わりに、第3次岡山市協働推進計画の策定にあたり、岡山市協働推進委員の皆様や計画策定に向けたワークショップにご参加いただいた市民の皆様、貴重なご意見やご提案をいただいたすべての市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

岡山市長 大森 雅夫

目次

第1章 第3次岡山市協働推進計画の策定について	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	2
第2章 岡山市の現状について	2
1. 岡山市の現状	2
2. 近年の社会動向について	7
第3章 前計画の主な取組内容及び評価	9
1. 成果指標の達成度	10
2. これまでの主な取組	11
3. ワークショップでの意見	14
第4章 第3次岡山市協働推進計画の方向性	16
1. 課題と踏まえるべき視点	16
2. 本計画の目的と基本方針、基本施策について	17
第5章 基本施策の展開	18
第6章 進行管理	27
参考資料	28

第1章 第3次岡山市協働推進計画の策定について

1. 策定の趣旨

私たちが暮らしているまちは、行政や町内会、NPO等の市民活動団体、企業、大学等（以下、「多様な主体」という。）が、それぞれの目的、役割をもって地域での課題解決に向けた活動を行い、だれもが暮らしやすいまちとなるよう取り組んでいます。

そうした中、個人の価値観が多様化し、社会状況は急速に変化するなど市民ニーズや地域課題は複雑化・多様化しています。また、岡山市では人口減少、少子高齢化が進んでおり、地域活動の新たな担い手不足や担い手の高齢化が問題となっています。

こうした様々な課題に対応するため、平成28年に岡山市協働のまちづくり条例に基づく「岡山市協働推進計画（平成28年度～令和2年度）」、令和3年に「第2次岡山市協働推進計画（令和3年度～令和7年度）」（以下、「前計画」という。）を策定し、多様な主体との協働による社会課題解決に向けた取組を行ってきました。

令和7年度をもって前計画の期間が終了となりますが、協働の取組をこれまで以上に推進し、持続可能な活力ある岡山市を築いていくために、新たな協働推進計画を策定することとします。

2. 計画の位置付け

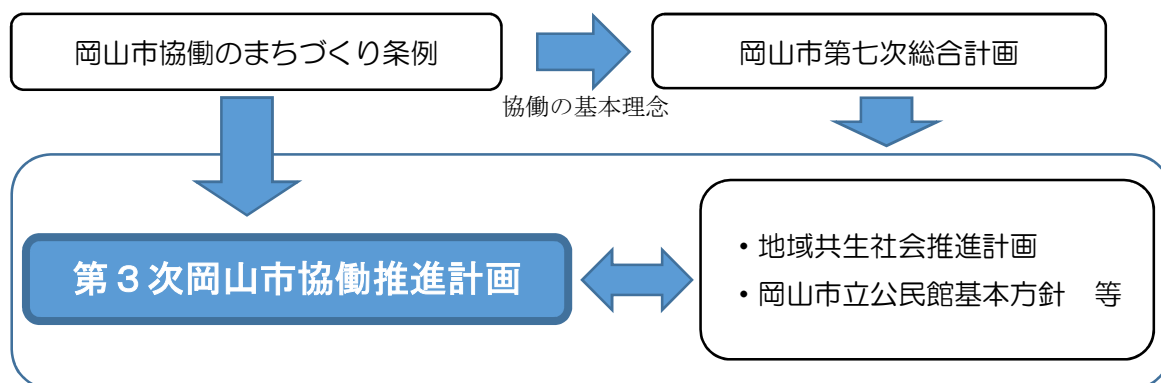
この計画は、岡山市協働のまちづくり条例第14条の規定に基づき策定するものであり、岡山市第七次総合計画を上位計画とし、その他の個別計画とも整合性を図ることとします。

【岡山市協働のまちづくり条例】

（推進計画）

第14条 市は、多様な主体による協働を推進するために、推進計画を策定するものとする。

第3次岡山市協働推進計画と岡山市協働のまちづくり条例、岡山市第七次総合計画等との関係



3. 計画期間

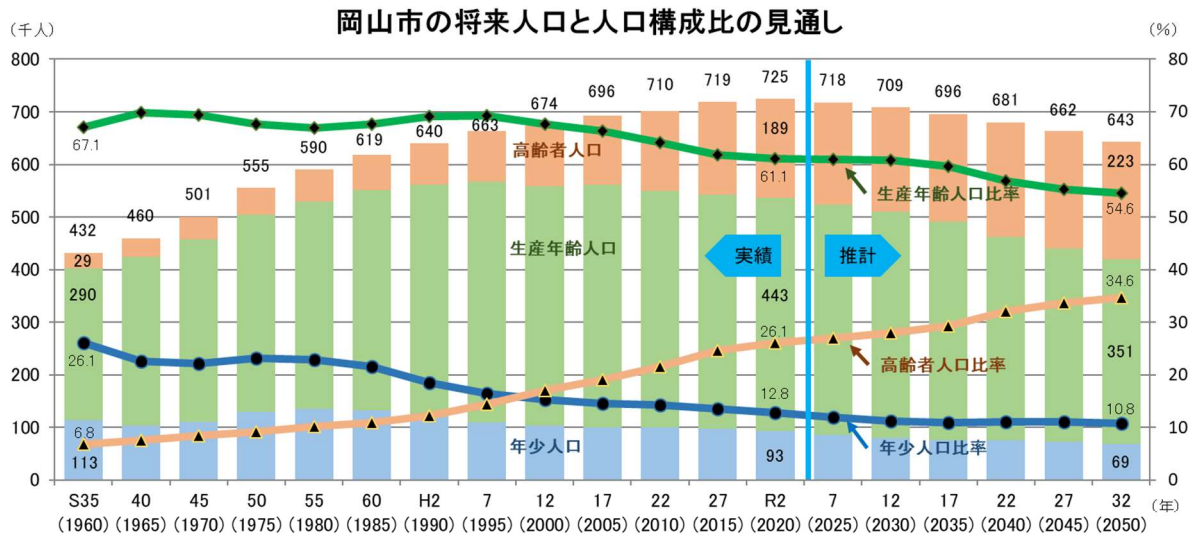
第3次岡山市協働推進計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。ただし、社会情勢や進捗状況などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 岡山市の現状について

1. 岡山市の現状

(1) 人口

岡山市は、少子高齢化により2020年をピークに人口減少の局面を迎えています。



(注1)人口等は現在市域。

(注2)1975年～2010年は人口総数には年齢「不詳」を含む。ただし、人口比率は年齢「不詳」を除いて算出。

2015年及び2020年の年齢階級別人口は不詳補完値によるため、年齢不詳は存在しない。

2025年以降の年齢階級別人口は、総務省「令和2年国勢調査 参考表：不詳補完結果」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、人口は外国人を含む総数。

(資料)実績値：総務省「国勢調査」(2015年及び2020年は不詳補完値による。)

推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

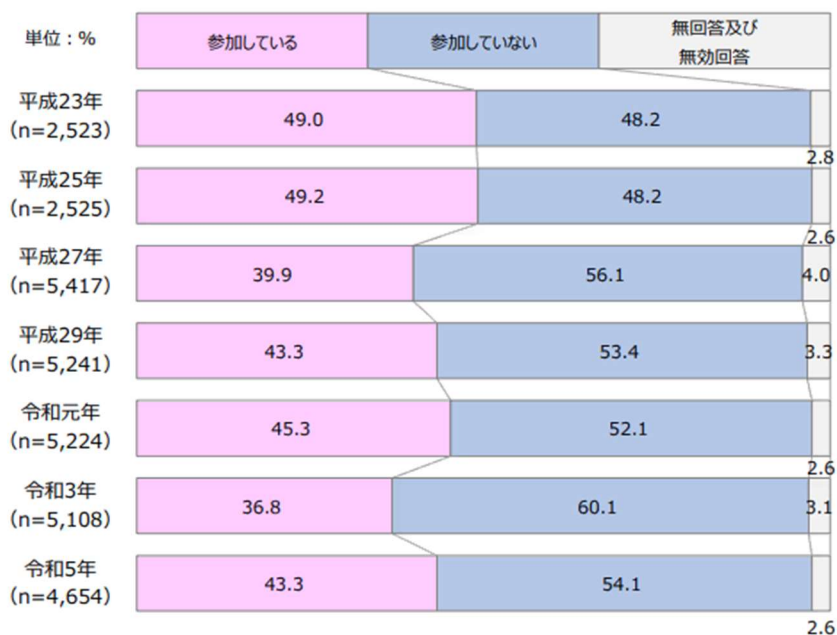
(2) 岡山市市民意識調査

令和5年度に実施した岡山市市民意識調査によると、地域活動に参加しているかどうかの問いに対して、「町内会等、地域団体の活動に参加している」が36.4%、「学校・企業等の活動を通じて参加している」が10.6%、「NPO法人等に所属して参加している」が1.8%となっています。一方、地域活動に「参加していない」と回答している人が、全体の半数以上の54.1%となっています。

[問 地域活動・ボランティア活動（インターネットを活用した活動を含む）に参加していますか]

	サンプル数	参加している	参加していない				参加していない	無回答及び無効回答
			加団町加活学て所N して体の内会動校属P いるの活等、をを・企法 るの活動に地参通じ業等 に地域参のの参加し に	加活学て所N して体の内会動校属P いるの活等、をを・企法 るの活動に地参通じ業等 に	加活学て所N して体の内会動校属P いるの活等、をを・企法 るの活動に地参通じ業等 に	加活学て所N して体の内会動校属P いるの活等、をを・企法 るの活動に地参通じ業等 に		
岡山市全体（R5年）	4,654	43.3	36.4	10.6	1.8	54.1	2.6	
居住区別	北区	1,932	40.2	32.9	9.8	2.0	56.9	2.9
	中区	976	46.0	38.7	11.1	2.3	51.7	2.3
	東区	670	47.5	41.0	11.9	1.9	50.6	1.9
	南区	1,076	43.8	37.7	10.7	1.0	53.3	2.9
性別×年代別	男性	1,925	44.2	37.4	10.0	2.0	53.1	2.6
	10歳代・20歳代	225	33.8	15.6	21.3	1.8	64.9	1.3
	30歳代・40歳代	465	42.8	35.7	15.1	0.6	56.1	1.1
	50歳代・60歳代	657	46.3	40.0	7.8	3.2	51.9	1.8
	70歳代以上	578	47.1	44.1	4.2	1.7	47.6	5.4
	女性	2,704	42.7	35.9	10.9	1.7	54.7	2.6
	10歳代・20歳代	294	30.6	9.9	21.8	0.3	68.7	0.7
	30歳代・40歳代	645	46.5	36.6	21.6	1.4	53.2	0.3
居住年数別	5年未満	306	25.2	15.4	11.8	2.0	73.5	1.3
	5～10年未満	248	33.1	25.0	15.7	2.8	65.7	1.2
	10～20年未満	619	48.3	32.5	23.9	1.8	49.6	2.1
	20～30年未満	677	39.3	30.6	11.4	2.2	59.1	1.6
	30～40年未満	646	44.9	40.7	7.6	2.2	53.6	1.5
	40年以上	2,144	46.5	42.5	6.7	1.4	49.8	3.8

※ は全体より10ポイント以上、 は全体より5ポイント以上高い 単位：%

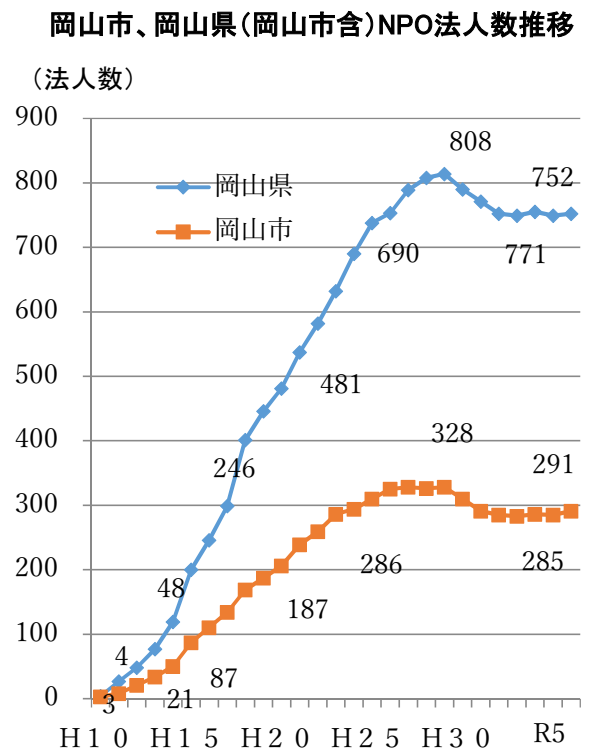
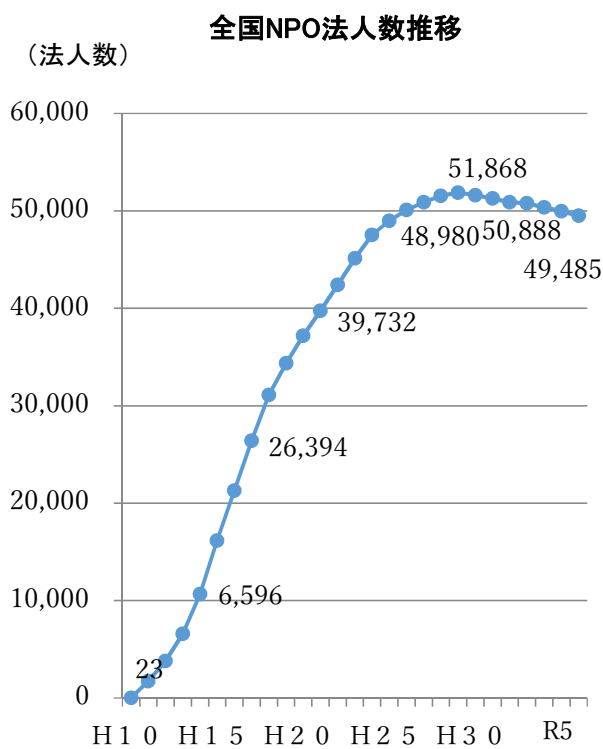


年度別推移で見ると、「参加している」と回答した人の割合は、令和3年度で一度落ち込みが見られましたが、近年は再び増加傾向となっています。

年代別に見ると、「参加していない」と回答した人の割合は10歳代・20歳代が60%を超えているものの、「学校・企業等の活動を通じて参加している」と回答している人の割合が他の年代よりも高くなっています。

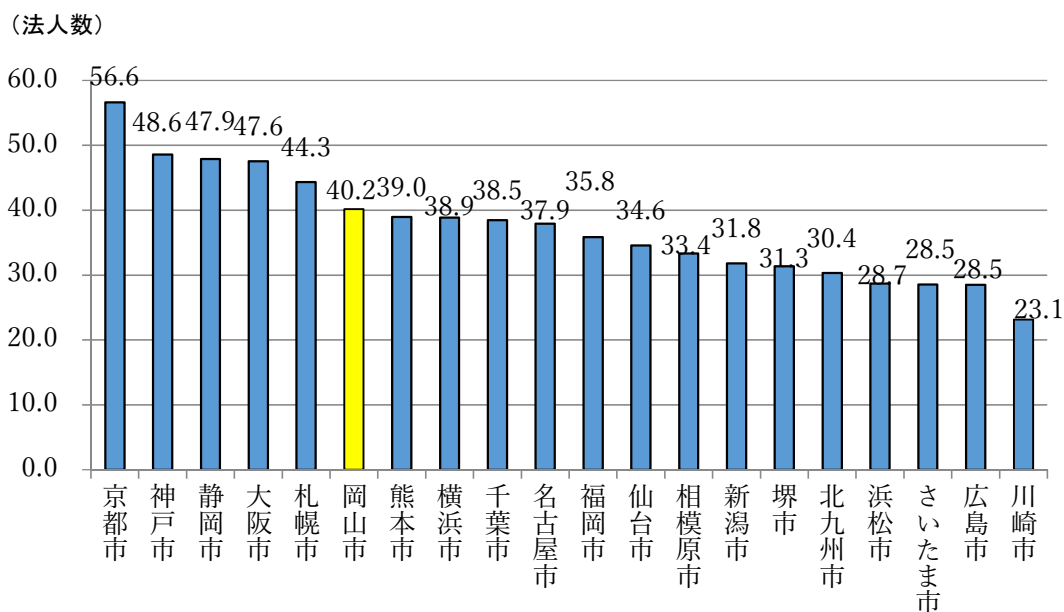
(3) NPO法人

全国のNPO法人数は着実に増加してきましたが、近年は減少傾向にあります。一方、岡山県内及び岡山市内では、ここ数年は横ばいで推移しています。

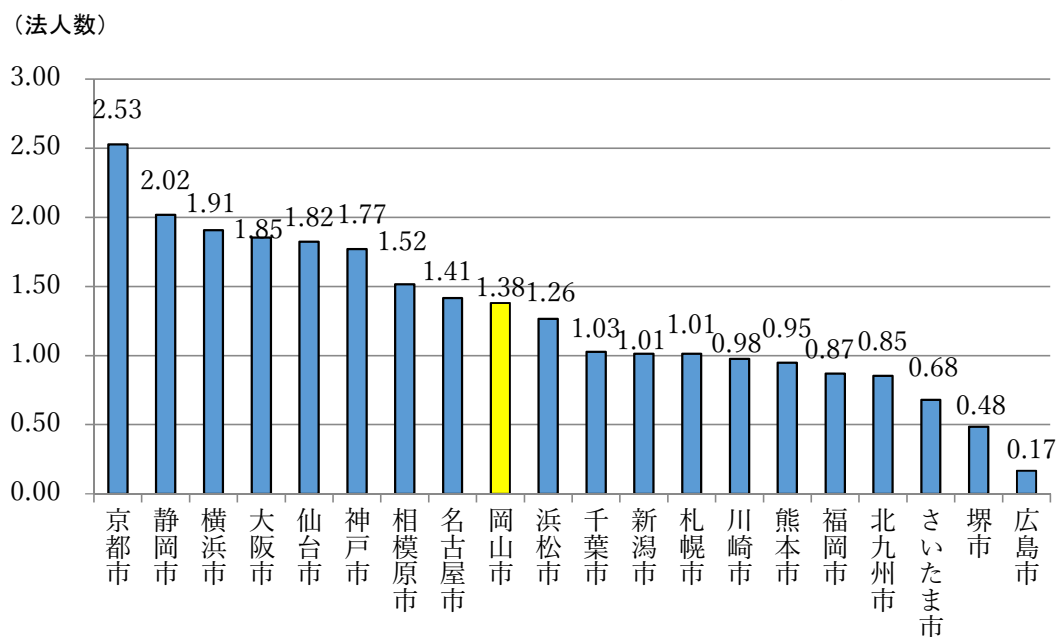


内閣府提供の法人数より岡山市において作成 (令和7年3月末時点)

人口 10 万人当たりの NPO 法人数比較



人口 10 万人当たりの認定・特例認定法人数比較



内閣府提供の法人数より岡山市において作成 (令和 7 年 3 月末時点)

(4) 安全・安心ネットワーク

安全・安心ネットワークとは、小学校区・地区単位で様々な地域団体やグループが幅広く連携し、防犯や防災、環境美化、地域福祉、健康づくりなどの地域活動に取り組んでいるネットワーク（連携の場）であり、市の支援策として活動経費の一部助成などを行っています。



出典：岡山市ホームページより

また、各小学校区・地区の安全・安心ネットワークが取り組む活動を基本とした地域活動を支援するため、平成23年度から順次、公民館に地域担当職員を配置し、平成26年度には全37公民館に配置しました。特に、専門的な知識が必要とされる地域防災活動を効果的に行うために、防災士資格取得を促進しています。

【地域担当職員の主な業務】

- ① 地域の行事や会議への参加等による地域課題やニーズの把握
- ② 地域応援人づくり講座の実施等、事業の実施による担い手育成
- ③ 地域活動のコーディネート（市担当課等とのコーディネート、地域団体への情報提供、地域団体間の連携強化）

(5) 町内会

町内会は地域コミュニティの中核として多岐にわたる活動を行っており、市政の推進に欠かせない存在ですが、少子高齢化や価値観の多様化等に伴う加入率の低下、役員の高齢化、担い手不足など様々な課題を抱えています。こうした状況が続くと、町内会等の維持、存続が困難な状況に陥るおそれがあり、地域の活力そのものが低下していくことが危惧されます。町内会活動を地域住民や事業者、岡山市が一体となって支え、より明るく暮らしやすいまちづくりにつなげるため、「岡山市町内会等との協働による地域社会の活性化推進に関する条例」が令和7年4月1日に施行されています。

2. 近年の社会動向について

(1) SDGs

2015年9月の国連サミットにおいて採択されたSDGsは、17の目標と169のターゲットで構成されており、その達成に向けた取組が国を挙げて進められています。

岡山市においては、市内における推進体制として「岡山市SDGs推進本部」を設置するとともに、SDGs未来都市としてイベント開催による普及啓発や岡山市SDGs推進パートナーズ制度の創設等、産官学民が一体となってSDGsに向けた取組を進めています。2030年の達成期限に向け、これまで以上に取組を進める必要があります。



出典：国際連合広報センターホームページ

(2) 国の動き

少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、70歳までの就業機会確保の努力義務化を盛り込んだ高齢者雇用安定法が改正され、令和3年4月1日に施行されました。

また、令和5年12月に国の地方制度調査会において「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」がとりまとめられ、「人口減少による市場の縮小は、民間事業者の撤退やサービスの縮小にもつながり、地域社会を取り巻く環境は、今後ますます厳しい状況となっていく。こうした環境変化によって生じる、人手不足や複雑化する課題に対応するためには、これまで主に行政が担ってきた様々な機能について、コミュニティ組織、NPO、企業といった地域社会の多様な主体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていく環境を整備することが必要である」とされ

ており、この答申を踏まえ、地方自治法が改正されるなど、地域の社会課題の解決に向けた多様な主体による協働した取組の重要性が改めて認識されています。

(3) 平成30年7月豪雨による災害

平成30年7月5日から3日間にわたって降り続いた平成30年7月豪雨では、岡山市を流れる一級河川・旭川水系砂川の決壊や市内各地で内水氾濫等が発生し、住宅の浸水被害は6,000棟を超えるなど、甚大な被害を受けました。

その復旧作業に対応するため、同月11日には災害ボランティアセンターを開設し、9月22日までの開設期間中、延べ8,289人がボランティアとして被災地域での活動を行いました。災害復旧に向けてボランティアの存在は欠かせないものであり、その重要性が改めて認識されました。

(4) コロナ禍後の状況

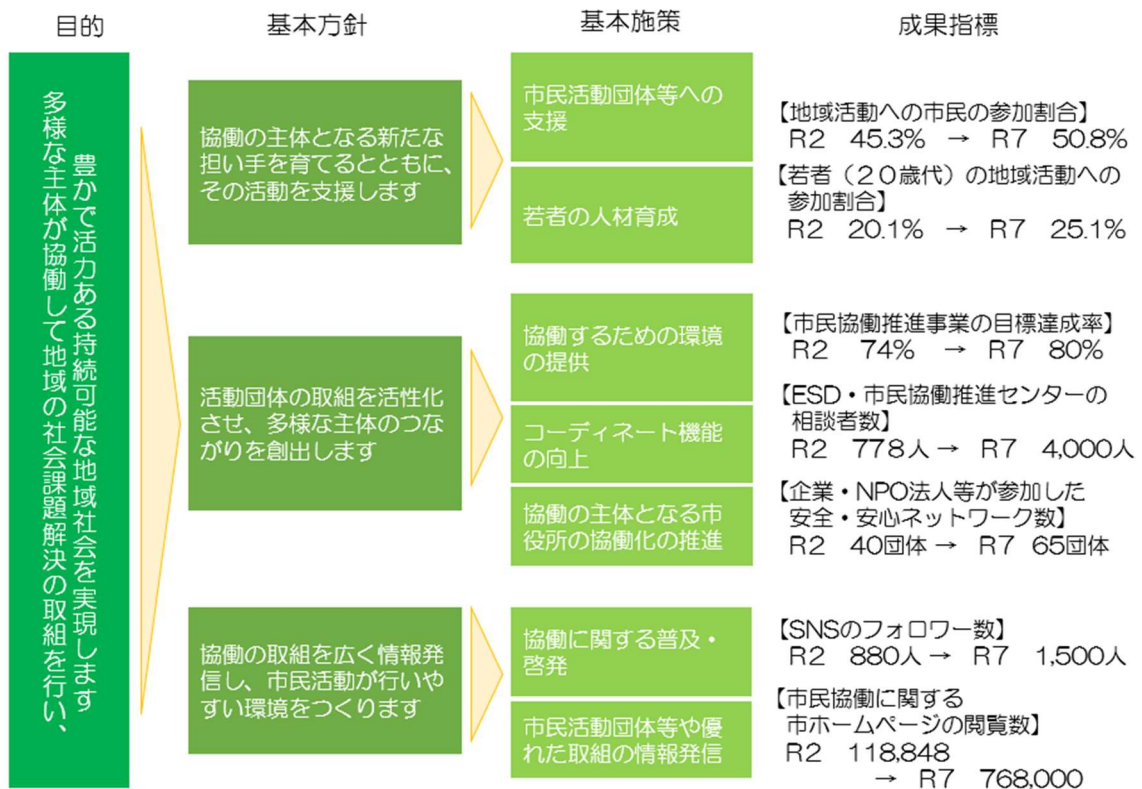
新型コロナウイルス感染症の影響は様々な市民活動・地域活動におよび、事業の中止や延期などを余儀なくされ、人々のつながりが希薄化しました。こうした状況は岡山市も例外ではなく様々な影響がありましたが、一方で、コロナ禍で生活困窮や孤立が深刻化する中、地域の多様な主体が連携しながら子ども食堂やフードバンク等の活動は継続・拡大しました。また、デジタルを活用したオンラインによる活動も進みました。

令和5年には、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことを受け、様々な活動が再開しました。その結果、各地域において人々の行き交う姿が日常となり、多様なイベント等が市内各地で行われています。今後は、これらの活動を支援し、これまで以上に地域社会の活性化を図っていく必要があります。

第3章 前計画の主な取組内容及び評価

前計画では「多様な主体が協働して地域の社会課題解決の取組を行い、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現すること」という目的のもと、その実現に向けて様々な具体的な取組を行ってまいりました。

前計画の体系図



1. 成果指標の達成度

前計画では、3つの基本方針に対して成果指標を設定し、目的の到達度を図ることとしていました。成果指標は、全7指標あり、そのうち5指標が当初値から上昇、2指標が当初値から下降という結果となり、全体として前計画による取組は順調であったといえます。その内容の詳細は次のとおりです。

(1) 協働の主体となる新たな担い手を育てるとともに、その活動を支援します。

【成果指標】

指標	当初値※ (R2)	現状値 (R5)	目標値 (R7)	状況
地域活動への市民の参加割合	45.3%	43.3%	50.8%	下降
若者(20歳代)の地域活動への参加割合	20.1%	23.3%	25.1%	上昇

※R1年度実施した市民意識調査の結果を基準値とし、当初値(R2)と表記したもの

指標の数値はいずれも隔年で実施される市民意識調査を用いています。「地域活動への市民の参加割合」の数値は、当初値には達しておらず、目標値に達する見込みは低い状況にあります。また、「若者(20歳代)の地域活動への参加割合」の数値は当初値を超えており、一定程度の成果はあったものといえます。

(2) 活動団体の取組を活性化させ、多様な主体のつながりを創出します。

【成果指標】

指標	当初値※ ¹ (R2)	現状値 (R6)	目標値 (R7)	状況
市民協働推進事業の目標達成率	74% (H28～R1 平均)	75% (R3～6 平均)	80% (5年平均)	上昇
ESD・市民協働推進センターの相談者数	778人 (R1実績) (2,477人(※ ²) (H28～R1累計))	1,659人 (R3～6累計)	4,000人 (累計数)	下降
企業、NPO法人等が参加した安全・安心ネットワーク数	40団体 (R1)	45団体	65団体	上昇

※¹ 当初値(R2)は、第2次計画策定時最新のR1数値を用いたもの

※² ESD・市民協働推進センターの相談者数の当初値(R2)は、参考値としてH28～R1の累計相談者数を記載

「市民協働推進事業の目標達成率」の指標については達成が見込まれます。一方、「ESD・市民協働推進センターの相談者数」と「企業、NPO法人等が参加した安全・安心ネットワーク数」の指標については、目標値に対する進捗でみると、達成することは困難な状況ですが、活動団体の取組の活性化には、一定程度の成果があったものといえます。

(3) 協働の取組を広く情報発信し、市民活動が行いやすい環境をつくりまします。

【成果指標】

指標	当初値※ (R2)	現状値 (R6)	目標値 (R7)	状況
SNSのフォロワー数	880人 (R2.12月末)	1,346人 (R7.3末)	1,500人	上昇
市民協働に関する 市ホームページの閲覧数	118,848 (R1)	604,837 (R3～6年度累計数)	768,000 (累計数)	上昇

※ホームページ閲覧数の当初値(R2)は、第2次計画策定時最新のR1数値を用いたもの

「SNSのフォロワー数」、「市民協働に関する市ホームページの閲覧数」について、数値はいずれも年々上昇しており、認知度の向上に寄与するなど一定の成果はあったものといえます。

2. これまでの主な取組

(1) ESD・市民協働推進センター

「岡山市協働のまちづくり条例」第8条に規定する「多様な主体をつなぎ、協働を推進する」ためのコーディネート機関としてESD・市民協働推進センターを設置しており、新たな協働の担い手の発掘や伴走支援等の実施、市民の自由な発想を実現するために多様な主体による課題解決や事業構築を行っています。また、岡山ESD・SDGs普及啓発事業を支援し、市民活動へのESD・SDGsの浸透を図っています。

【事業の特徴】

- ・市民から寄せられる地域での社会課題や協働事業の提案に関する相談窓口
- ・協働に関する講座やフォーラム、ワークショップの開催
- ・市民協働推進事業や区づくり推進事業等の支援 など

【相談件数・人数の推移】

年度	R2	R3	R4	R5	R6
相談件数 (のべ)	420	311	263	200	190
相談人数 (のべ)	931	637	366	330	326

(2) 市民協働推進事業

岡山市の地域での社会課題の解決を岡山市と市民活動団体等との協働によって進める制度であり、より効果的に課題解決が進む事業を公募し、実施するものです。事業終了後、岡山市の一般施策または市民活動団体等の自主事業として継続することを目指しています。

【事業の特徴】

- ・年間上限200万円、最長2年間（最大400万円）で事業を計画
- ・ESD・市民協働推進センターが事業計画から実行まで支援

【事業数の推移】

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
実施事業	4	2	2	3	2
新規事業	2	0	2	1	1
一般施策化	2	—	1	—	—
自主事業	—	—	1	—	—
その他	—	—	—	—	—

(3) おかやま協働のまちづくり賞

多様な主体の協働による地域の社会課題解決に向けた取組のうち、優れた取組を表彰・支援する制度であり、こうした表彰を通じて市民活動団体等の意欲の向上を図り、活動のさらなる拡がりへとつなげることを目指しています。

【事業の特徴】

- ・毎年募集テーマを変えており、第3回からSDGsの視点を導入
- ・市民協働フォーラムで表彰し、大賞の取組事例を団体から発表
- ・市役所や岡山駅地下通路広場（エキチカひろば）等で取組を紹介するパネルを展示

【募集テーマと応募件数の推移】

	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
開催年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
募集テーマ	「ごみ」を減らし、「資源」で生かす	伝統・文化で育む、コミュニティと郷土愛 ～コロナ禍でも取り組みを止めない～	災害に強いまちづくり ～誰も取り残されないやさしい地域を目指して～	外国人と共につくる、暮らしやすい地域	子どもと一緒に未来を描けるまちづくり
応募取組	8取組	9取組	10取組	9取組	12取組
インターネット投票	116人投票 (232票)	175人投票 (350票)	219人投票 (438票)	142人投票 (284票)	415人投票 (830票)
審査結果	大賞1 入賞4 奨励賞3	大賞1 入賞4 奨励賞1	大賞1 入賞4 奨励賞1	大賞1 入賞4 奨励賞1	大賞1 入賞4 奨励賞1

(4) 区づくり推進事業

地域でのまちづくりを進めていくため、地域の特色をいかし、区民が主体となって企画・運営する事業を支援する制度です。地域交流を促進する交流イベント等を対象とする「身近な交流部門」「広域交流部門」と、課題解決を行うための地域活動や組織づくり等を対象とする「地域活動部門」があります。

【事業の特徴】

- ・身近な交流部門（小学校区内）は最大50万円（補助率1/2）
広域交流部門（2以上の小学校区）は最大250万円（補助率1/2）
地域活動部門（概ね小・中学校区の単位）は最大250万円（補助率1/2※）
※新規事業立ち上げ年度に限り補助率4/5
- ・ESD・市民協働推進センターが地域活動部門の事業化に向けて相談・事業実施支援

【実施件数の推移】

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
身近な交流部門	8	21	40	41	39
広域交流部門	2	9	15	16	17
地域活動部門	13	15	17	17	17
合計事業数	23	45	72	74	73
中止件数	51	27	4	4	2

※令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが2類から5類に移行

3. ワークショップでの意見

令和7年5月26日に第3次岡山市協働推進計画策定に向けたワークショップを開催し、市民活動団体や町内会、学生等様々な立場の市民と一緒に、前計画の総括と新たな協働推進計画の策定に向けた意見交換を行いました。

ワークショップでは、参加者を10グループに分け、前計画の3つの基本方針ごとに評価（生活の変化やエピソードなど定性的な評価）を行ったところ、基本方針（1）～（3）について「5年間でよくなった」という評価が一番多いという結果になりました。

基本方針		5年間で良くなった	どちらともいえない	5年間で悪くなった
(1)	協働の主体となる新たな担い手を育てるとともに、その活動を支援します。	62	5	24
(2)	活動団体の取組を活性化させ、多様な主体のつながりを創出します。	31	9	17
(3)	協働の取組を広く情報発信し、市民活動が行いやすい環境をつくります。	29	2	26
合計		122	16	67
割合		59%	8%	33%

次に、前計画の基本方針について、本計画にも残したいかどうかをグループごとに話し合ってもらったところ、基本方針（1）を残したいというエピソードが一番多く、一方で、同じく基本方針（1）と基本方針（3）を変えたいというエピソードが二番目に多いという結果になりました。

基本方針		残したい	どちらともいえない	変えたい
(1)	協働の主体となる新たな担い手を育てるとともに、その活動を支援します。	48	5	38
(2)	活動団体の取組を活性化させ、多様な主体のつながりを創出します。	29	7	21
(3)	協働の取組を広く情報発信し、市民活動が行いやすい環境をつくります。	16	3	38

また、参加者から、3つの基本方針ごとに施策案・改善案について意見をいただきました。その主な内容は次のとおりでした。

基本方針		施策案または改善案
(1)	協働の主体となる新たな担い手を育てるとともに、その活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生のボランティア活動への意識を高める必要がある ・子どもの頃から意識を育てる ・主体的に参加したくなる工夫が必要 ・親子で参加できるイベントを増やす ・地域の行事にもっと多くの人に参加してもらい、活動者の裾野を広げる
(2)	活動団体の取組を活性化させ、多様な主体のつながりを創出します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市の職員が協働事業を体験することで、意識を高める ・E S D・市民協働推進センターの認知度の向上 ・地域主体の防災訓練等に、企業やN P Oの参加を促す ・参加しやすい、継続しやすい活動 ・地域をつながりの場にする
(3)	協働の取組を広く情報発信し、市民活動が行いやすい環境をつくります。	<ul style="list-style-type: none"> ・市やN P Oの取組について、S N Sによる学生の参加を促す ・より多くの人に活動を知ってもらい、参加のきっかけをつくる ・情報発信と共有の充実

今回のワークショップでの意見をとりまとめると、3つの基本方針のうち、すべてにおいて「5年間でよくなった」との意見が多かったが、(3)については「5年間で悪くなった」との意見も多い結果となりました。

こうした多くの「よくなった」という意見は、前計画の成果指標の数値の傾向とも一致しており、実生活上も地域での社会課題に向けた取組が実感されているものと考えられます。

また、本計画においても継続して取り組むものとして、基本方針(1)「人材、団体を育成し、活動を支援します」と、基本方針(2)「多様な主体のつながりの場を創出します」が挙げられ、基本方針(3)「協働の取組の情報発信」は幅広い世代を対象に情報が行き届くよう、工夫が必要という意見が多くありました。全体として施策への不満というよりは改善すべき点があるとの意見であり、取組内容の改善、見直しを図り、さらなる協働の推進に取り組んでいく必要があります。

第4章 第3次岡山市協働推進計画の方向性

1. 課題と踏まえるべき視点

(1) 課題

第2章、第3章において岡山市の現状や、前計画の評価やその取組内容の確認を行いました。これらを踏まえ、課題は以下の3点にまとめることができます。

① 地域活動の担い手の育成と活動への支援

新型コロナウイルスの感染拡大時には、市民活動・地域活動の多くが中止もしくは延期されるなど、多くの活動が停滞し、令和5年度に実施した岡山市市民意識調査では、地域活動に参加していない人の割合が半数を超えています。特に10歳代・20歳代の参加している人の割合は増加傾向にあるものの、ほかの年代に比べて参加しない人の割合が高くなっています。

持続可能なまちづくりの実現には、地域住民やコミュニティ組織が蓄積してきた知見を活かすとともに、地域を支える活動と魅力づくりを担う企業やNPOなど、多様な主体の参画を促す視点が不可欠です。こうした多様な関係者が地域活動に関わる機会を拡充し、活動の基盤を広げることで、新たな担い手の発掘・育成につながる仕組みづくりが求められます。

② 市民活動・地域活動のさらなる推進とつながりの場の創出

地域課題の解決には、多様な主体のつながりの場の創出が必要不可欠です。ESD・市民協働推進センター等の実効性を高めるため、異なる主体の主張や意見を調整するコーディネート力の強化を図り、利用を促進していく必要があります。

③ 協働の取組の情報発信による理解促進と活動への参加促進

市民活動や地域活動に参加していない人たちの中には、参加するきっかけがなく、活動に関する情報を知らない人が一定程度います。また、市民活動団体等の活動意欲の向上や活動のさらなる拡がりにつなげるために、効果的な情報発信の手段を取り入れるなど、市民活動団体等の情報発信や優れた取組への表彰等を行っていく必要があります。

(2) 踏まえるべき視点

上記の課題とともに、以下の3点を踏まえて目的や基本方針等を設定することとします。

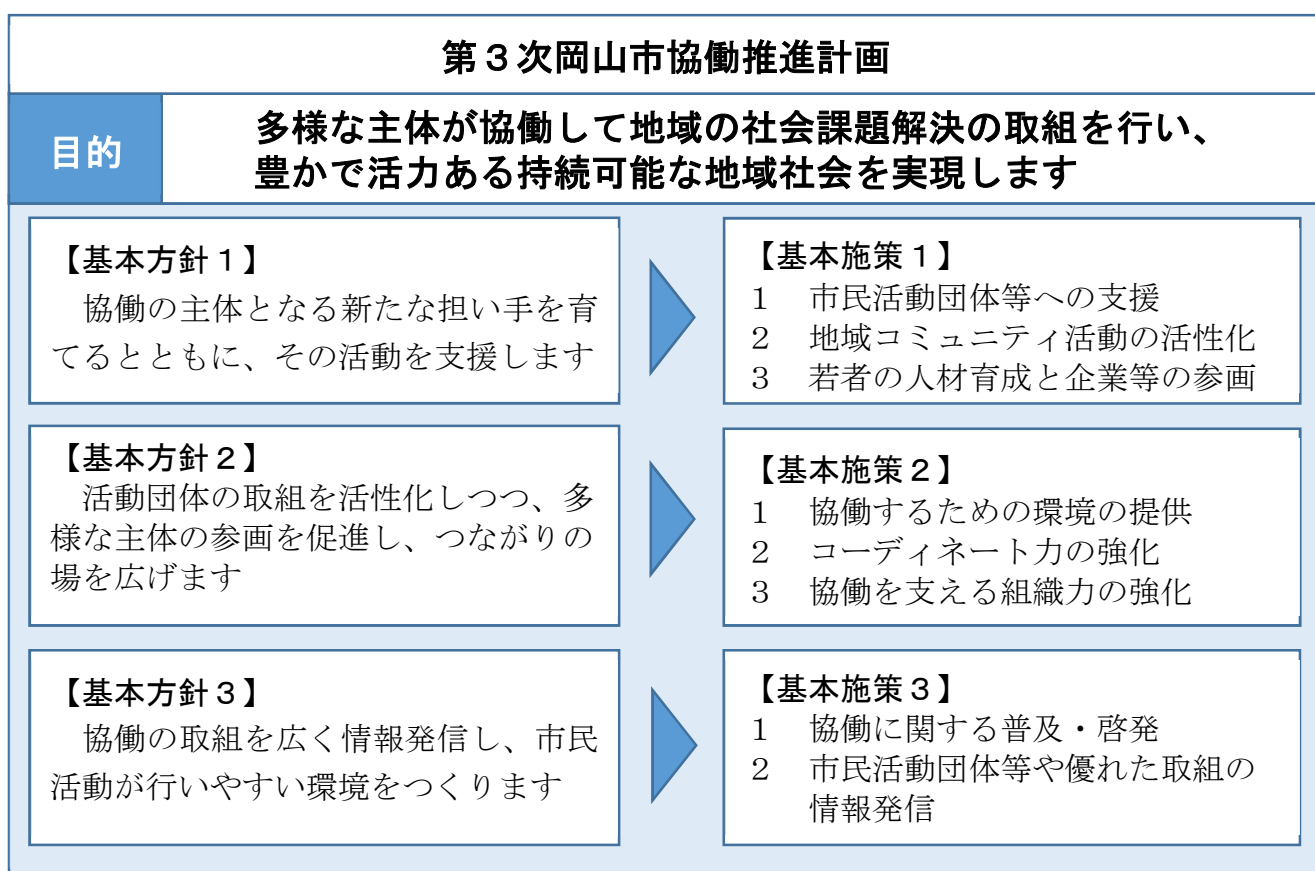
①協働はSDGsの17の目標のうち、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」と関わりが深く、行政や市民、市民活動団体、企業、大学等とSDGsに掲げる各目標の達成に貢献していく必要があります。

②岡山地域は2005年に国連大学から世界で最初の「持続可能な開発のための教育（ESD）に関する地域の拠点（RCE）」の7か所の一つに認定され、ESDを推進してきました。今後も公民館を拠点とした地域コミュニティにおけるESD活動を推進するなど多様な主体が連携し、地域全体でESD推進の取組を進めていく必要があります。

③多様な主体が対等な立場で、自主的かつ自律的に地域の社会課題解決への取組に参加することが重要であり、岡山市協働のまちづくり条例第4条に定められている協働の基本原則に基づき、責任ある協働を推進していく必要があります。

2. 本計画の目的と基本方針、基本施策について

前計画での取組は、指標による数値や第3次岡山市協働推進計画策定に向けたワークショップによる評価から、概ね順調であったといえます。こうしたことから、今後は、基本的な方向性は維持させつつ、課題に対応した取組を強化し、さらなる充実・拡充を図っていくこととします。本計画は、「岡山市協働のまちづくり条例」第14条に基づき策定することから、前計画と同様に、本条例の目的を本計画の目的とします。また、課題として挙げた3点に対応する基本方針を定め、その方針ごとに施策を講じることとします。



第5章 基本施策の展開

基本方針1 協働の主体となる新たな担い手を育てるとともに、その活動を支援します

・持続可能なまちづくりの実現に向けて、活動の担い手となる市民を増やしてまいります。特に、子どもたちが多様な体験を通して地域への愛着を育み、様々な経験を積みながら成長し、将来、次世代を担う若者として地域活動に参加できるよう取り組むとともに、企業の地域活動への参画も促進し、地域コミュニティ活動の活性化を進めてまいります。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R12)
地域活動への市民の参加割合	43.3%	49.9%
若者（20歳代以下）の 地域活動への参加割合	23.3%	29.3%

※R5年度実施した市民意識調査の結果を基準値とし、基準値(R6)と表記したものと

【基本施策1-1 市民活動団体等への支援】

これまで市民活動・地域活動に取り組んだことがない市民等に対して活動を始める機会を提供することや、すでに取り組んでいる団体等への支援を行うことで、市民活動・地域活動の促進を図ってまいります。また、NPO法人や企業、学校など多様な主体が取り組む地域や社会に貢献する活動を支援してまいります。

(主な事業)

事業名	事業概要
区づくり推進事業	地域の特色をいかし、区民が主体となって企画・運営する事業を支援します。
市民活動・地域活動リーダー養成講座	持続可能な活動団体の組織運営の手法や、時代に合った効果的な情報発信、若者の社会貢献活動の体験等、様々なテーマを取り上げ、将来の市民活動・地域活動を担う人材育成に向けた講座を実施します。
NPO法人基盤強化支援事業	NPO法人の行政への提出書類や財務書類等の事務手続きについて市のホームページで分かりやすく解説するとともに、運営面・財政面での組織力の向上を支援します。

社会福祉法人等の地域づくり参画促進	社会福祉法人等の主体的な地域貢献活動事業に対して、地域の実情やニーズ、困りごと等の情報提供や地域とのつなぎなどの支援をします。
企業等の地域貢献支援事業	企業等が行う地域貢献活動の情報発信等により、活動を支援します。
地域の未来づくり推進事業	中山間・周辺地域の持続可能な地域づくりのため、地域課題解決に取り組むコミュニティビジネス創出を支援します。

【基本施策 1-2 地域コミュニティ活動の活性化】

岡山市では、安全・安心ネットワークや町内会等の地域団体による活動が活発に行われています。持続可能な地域づくりを進めるためには、地域が主体的に活動を継続できるようにすることが重要です。そのために、活動者の負担を軽減し、担い手を育成する支援を行うとともに、地域住民の世代間交流や連携を推進してまいります。

(主な事業)

事業名	事業概要
住民自治組織育成事業	町内会の活動経費について一部助成を行うとともに、町内会活動の負担軽減や担い手育成につながる支援を行います。
住民自治組織情報化推進事業	町内会活動におけるICT活用を推進します。
総合防災訓練等の実施	住民参加による防災訓練を実施し、住民共助による防災意識の向上につなげます。
地域防犯ボランティア支援事業	地域防犯ボランティア活動の活性化及び地域の防犯意識向上を目的とした、地域防犯ボランティアへの講習、防犯講座を実施します。
環境美化推進事業	街中清掃等の美化イベントの実施や地域での美化活動を支援します。
生活支援体制整備事業	地域住民等が主体となり高齢者の日常生活の困りごとを互助活動で支える体制づくりを支援します。
地域と学校協働活動推進事業	幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校園が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動を推進します。

公民館 E S D 活動推進事業	公民館において、地域で E S D を推進していく事業やワークショップ等を開催します。
地域応援人づくり講座	安全・安心ネットワーク活動をはじめとする地域活動への参加を促進するため、特に若者を対象に、公民館の地域担当職員が様々な講座を開催します。
課題共有・分析・解決ワークショップ	岡山市が抱える様々な社会課題を、年齢、職業、所属、価値観などを問わず様々な人が集まり、問題意識や情報を交換しながら協働による解決策を考えるワークショップを開催し、市民協働推進事業につなげます。

【基本施策 1 - 3 若者の人材育成と企業等の参画】

持続可能な地域社会の実現には担い手の育成が必要であり、特に若者や企業等の市民活動・地域活動の参加は、今後の活動を考えると必要不可欠です。そのため、より多くの若者や企業等が市民活動・地域活動に関心を持ち、参加するきっかけとなるよう、活動に取り組む人々との交流や、実際に参加できる機会を創出する仕組みを整備してまいります。あわせて、次世代のまちづくりを担う人材の育成を進めるとともに、企業等が地域の一員としてその一端を担えるよう、参画の機会を広げる取組を推進してまいります。

(主な事業)

事業名	事業概要
大学や経済界等との連携	包括連携協定に基づく大学や民間企業の資源・知見をいかし、地域が抱える種々の課題解決に資する検討や取組を行います。
学生イノベーションチャレンジ推進プロジェクト	学生が企業や地域、NPO等と協働して、若者ならではの柔軟なアイデアの提案・実践によって地域課題の解決等に取り組む活動を支援します。
多世代交流の場の創出	多世代の地域住民と企業等が交流できる場を創出し、若者から高齢者までの市民と企業等がそれぞれの視点で地域の課題を発見し、協働して解決する取組を促進します。
企業等の災害ボランティアネットワークへの参加	企業等に対して災害ボランティアネットワークへの参加を促し、災害ボランティアに関する理解を深めるとともに、地域づくりの当事者意識を醸成します。

市民活動・地域活動リーダー養成講座【再掲】	持続可能な活動団体の組織運営の手法や、時代に合った効果的な情報発信、若者の社会貢献活動の体験等、様々なテーマを取り上げ、将来の市民活動・地域活動を担う人材育成に向けた講座を実施します。
地域応援人づくり講座【再掲】	安全・安心ネットワーク活動をはじめとする地域活動への参加を促進するため、特に若者を対象に、公民館の地域担当職員が様々な講座を開催します。
公民館による若者の地域参画事業	学校等で行われる地域貢献・地域問題解決などの学びを支援するとともに、若者の思いやアイデアの実現に向けた支援や地域活動への参画の機会提供を行います。
学校支援ボランティア事業	学生や保護者、地域住民が、特技や趣味等をいかして学校園等における教育活動を支援し、学校教育や地域の活性化を図ります。
E S Dに関するインターンシッププログラム	N P O法人や公民館が大学生等のインターンシップを受け入れ、社会課題解決に取り組む若者の増加を図ります。
地域おこし協力隊事業	地域おこしのため、地域協力活動に取り組む人材を誘致します。

基本方針２ 活動団体の取組を活性化しつつ、多様な主体の参画を促進し、つながりの場を広げます

- ・多様な主体が地域と関わりながら協力して活動できるよう支援します。
- ・市民活動・地域活動の拠点及び多様な主体のコーディネート機関であるE S D・市民協働推進センターを広く認識してもらい、相談支援、情報共有、活動スペースの充実など、誰もが利用しやすい環境を整えてまいります。
- ・新型コロナウイルスの影響から市民活動が停滞し、市民協働推進事業の数は減少傾向にあります。岡山市と市民活動団体等が協働し、地域での社会課題の解決に向けた実践的な協働事業を進めてまいります。
- ・災害発生時に被災地の一日も早い復興を目指して、岡山市、(社福)岡山市社会福祉協議会、市民活動団体等が協働して、災害ボランティアの活動を支援してまいります。

【成果指標】

指標名	基準値 (R 6)	目標値 (R 1 2)
市民協働推進事業の目標達成率	75% (R3~6 平均)	100% (R8~12 平均)
E S D・市民協働推進センターの相談件数	686件 (累計数(R2~6))	760件 (累計数(R8~12))

※基準値(R6)は、第3次岡山市協働推進計画策定時点で最新のR6数値を用いたもの

【基本施策2-1 協働するための環境の提供】

市民活動・地域活動がさらに充実・発展していくためには、協働による取組が必要不可欠です。その協働を促すために、行政と市民との協働事業の実施をはじめ、E S D・市民協働推進センターが調整役となって地域課題の共有や調査・分析、解決を図るワークショップを開催するほか、協働による取組をみんなで考え、交流する機会の創出等を行うことで、協働を促してまいります。

また、安全・安心ネットワーク活動等の支援を行う地域担当職員による地域活動の支援や災害ボランティア活動の円滑な支援のためにネットワークの拡充を進めてまいります。

(主な事業)

事業名	事業概要
市民協働推進事業	市と市民活動団体等の協働によって、効果的に地域の社会課題の解決が進む事業を公募し、補助金等の財政的な支援とともに、E S D・市民協働推進センターの伴走支援により、岡山市の一般施策化、市民活動団体等の自主事業化を目指します。
市民協働推進ニーズ調査事業	岡山市と市民活動団体等の協働により、社会課題を解決する必要性・緊急性や協働事業により解決が図れる可能性についてアンケート調査等を行い、現状を把握し分析します。
課題共有・分析・解決ワークショップ【再掲】	岡山市が抱える様々な社会課題を、年齢、職業、所属、価値観などを問わず様々な人が集まり、問題意識や情報を交換しながら協働による解決策を考えるワークショップを開催し、市民協働推進事業につなげます。
フォーラムの開催	岡山市と市民が協働して様々な課題に取り組むことの重要性を知り、考え、学ぶ機会として、フォーラムを毎年開催します。
災害ボランティアネットワーク事業【一部再掲】	災害時に災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるように、岡山市、(社福)岡山市社会福祉協議会、NPOがネットワークを形成し、情報共有や研修を実施します。
安全・安心ネットワーク支援事業	防災や防犯、環境美化、地域福祉、健康づくり等様々な地域活動に取り組む安全・安心ネットワークに対して財政的支援や地域担当職員による地域応援人づくり講座等による支援を行います。

【基本施策2-2 コーディネート力の強化】

協働による地域の社会課題への取組をさらに推進していくためには、市のコーディネート機関であるE S D・市民協働推進センターの役割は重要です。責任ある協働を進めるためにも、きめ細やかな支援を行ってまいります。また、各公民館に配置している地域担当職員をはじめとする公民館職員が地域活動の支援を行うことで、地域の社会課題解決に貢献します。

(主な事業)

事業名	事業概要
E S D・市民協働推進センターによる協働事業の支援	市民等からの地域課題や協働の取組に関する相談に対して、課題解決等の道筋を検討し、N P Oや企業等様々な主体や行政の所管関係部局に繋ぐなど、連携協力しながら事業の実現に向けた伴走支援を行います。
公民館等による協働の支援	地域活動の拠点である公民館等において、地域活動を行う様々な人や組織がつながるよう場づくりや学習機会の創出、活動支援などを行います。
地域担当職員による協働の支援	地域行事や会議への参加等による地域課題・ニーズの把握や、地域の団体への情報提供・共有による団体間や市役所本庁・各区役所等との連携支援等を通じて、地域の団体が行う活動を支援します。

【基本施策 2 - 3 協働を支える組織力の強化】

市職員が、多様な主体の協働による地域課題の解決に向けた取組の重要性を学び、さらなる協働の推進を図るために、市職員に対する研修等を通じて、市民活動団体等との協働を進めます。

(主な事業)

事業名	事業概要
岡山市市民協働推進本部による協働支援機能の向上	協働による地域の社会課題の解決に向けて、関係課に本部員と協働推進員を配置し、協働に関する施策の調査、企画、調整や各課の協働事業の推進等を行ってまいります。
協働推進員への研修の実施	協働推進員等の職員に対して、ワークショップ形式の研修を行うなど、地域課題の掘り起こしや、課題解決のための協働による取組の重要性について理解を深めます。
市民協働推進事業、市民協働推進ニーズ調査事業	協働の実践の場として、市民協働推進事業、市民協働推進ニーズ調査事業を行います。

基本方針3 協働の取組を広く情報発信し、市民活動が行いやすい環境をつくります

- ・SNSの特徴である情報の拡散性を活用し、多くの人に情報を届けられるようSNSのフォロワー数を増やしてまいります。
- ・知りたい情報を分かりやすく提供できるよう、見やすいホームページの提供に努めてまいります。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値 (R12)
SNSのフォロワー数	1,346人 (R6年度末)	2,066人
市民協働に関する市ホームページの閲覧数	723,685 (累計数(R2~6))	1,480,000 (累計数(R8~12))

※基準値(R6)は、第3次岡山市協働推進計画策定時点で最新のR6数値を用いたもの

【基本施策3-1 協働に関する普及・啓発】

協働等に関する様々な取組の情報収集を行い、市ホームページやSNS、パンフレットの作成・配布等により情報発信することで協働等に関する理解の促進を図ってまいります。

(主な事業)

事業名	事業概要
ホームページやSNSによる情報発信	市民活動団体等の活動情報や市民協働推進事業、おかやま協働のまちづくり賞、区づくり推進事業等について、幅広い世代への分かりやすい情報発信に努めます。
ホームページの利便性の向上	ホームページのコンテンツを見直し、検索性を向上させ、関連した情報のリンクを設定するなどして知りたい情報が分かりやすく見つけられるようホームページを見直します。
パンフレット等の作成	ESD・市民協働推進センターや安全・安心ネットワーク等の活動情報を発信し、協働の取組の促進を図ります。

【基本施策 3-2 市民活動団体等や優れた取組の情報発信】

協働による地域の社会課題の解決に向けた優れた取組を行っている団体を表彰することで、活動意欲を向上させるとともに、他団体の活動へのさらなる拡がりにつなげてまいります。また、地域に根差した活動を行っている団体やSDGs達成に向けて取り組んでいる企業の活動、若者の地域活動等を訪問取材するなど、地域の社会課題の解決に向けた取組の情報発信を行ってまいります。

(主な事業)

事業名	事業概要
おかやま協働のまちづくり賞	毎年テーマを設定し、多様な主体が協働で取り組む優れた地域の社会課題解決の取組を表彰し応援します。
岡山市地域貢献企業表彰	地域活動への参画などを通じて地域の発展・活性化に貢献している小規模事業者、中小企業に対して表彰し、企業の認知度を高めるとともに、従業員や企業経営者の励みとし、小規模企業・中小企業が地域と共に持続的な発展を図ることを促進します。
市民活動・地域活動等の訪問取材	市民活動・地域活動を行っている団体に対して取材するなどの情報収集を行い、その内容をホームページやSNSで情報発信します。

第6章 進行管理

本計画の推進にあたっては、毎年度、成果指標や事業の進捗状況を確認、把握を行い、その内容を岡山市協働推進委員会、協働推進本部会議に報告することとします。岡山市協働推進委員会において、その内容について協議し、必要に応じて計画の見直しを行い、予算や施策に反映し、持続可能なまちづくりの達成に向けた取組を推進していくこととします。



【参考資料】

岡山市協働のまちづくり条例

岡山市協働のまちづくり条例

平成27年12月21日

市条例第77号

(目的)

第1条 この条例は、多様な主体が地域づくりの当事者としてそれぞれの知恵と力を最大限に生かし、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行うための基本原則等を定めることにより、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「協働」とは、同じ目的を達成するために、互いを尊重し、対等の立場で協力して共に働くことをいう。

2 この条例において「多様な主体」とは、住民自治組織（町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下同じ。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の市民活動団体、事業者（営利を目的とする事業を行う法人その他の団体及び当該事業を行う個人をいう。以下同じ。）、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）等地域の社会課題解決に関する取組を行う全ての個人及び団体並びに市をいう。

3 この条例において「地域の社会課題解決に関する取組」とは、地域の社会課題を解決するための取組をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 宗教、政治又は営利を主たる目的とする活動

(2) 暴力団（岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいい、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある活動

(多様な主体の役割)

第3条 多様な主体は、地域づくりの当事者であり、それぞれが地域の社会課題解決に取り組む主体であることの理解を深め、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行うよう努めるものとする。

(協働の基本原則)

第4条 多様な主体が前条の取組を行うに当たっての基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相互理解の原則 相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合うこと。
- (2) 目的共有の原則 解決すべき課題が何か等、協働する目的を明確にし、共有すること。
- (3) 対等の原則 相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成すること。
- (4) 自主性及び自立性尊重の原則 互いに依存することなく、不当に干渉することなく、自主性及び自立性を尊重して行動すること。
- (5) 公開の原則 常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

(市の役割)

第5条 市は、第3条に規定する多様な主体としての役割を担うとともに、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組を促進するための環境整備に努めるものとする。

(協働推進施策)

第6条 市は、前条に規定する役割を果たすため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 地域の拠点機能及びその拠点のコーディネート機能の強化を進めること。
- (2) 教育機関、行政機関等と連携し、地域の社会課題解決に関する取組を担う人材の育成に取り組むこと。
- (3) 協働の担い手となる団体の育成及びその取組の基盤強化を支援すること。
- (4) 地域の社会課題及び活用可能な地域の資源に関する情報を多様な主体が共有する機会を提供すること。
- (5) 多様な主体が取り組む地域の社会課題解決に関する取組を支援する情報を提供すること。
- (6) 多様な主体のつながりと相互理解を深める交流の場を提供すること。

(7) 多様な主体の協働による優れた地域の社会課題解決に関する取組を表彰すること。

(8) その他協働を推進するために必要があると認めること。

(モデルとなる事業の指定及び支援措置)

第7条 市長は、前条各号に規定する施策のほか、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組のうち、市との協働により、より効果的に課題解決が進むと認められる取組をモデルとなる事業として指定することができる。

2 前項の指定を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による事業の指定を受けた者に対し、市が有する土地、施設等を無償で貸し付け、それらの使用料を減額又は免除する等の支援措置を講ずることができる。

4 第1項の規定による指定及び前項の規定による支援措置は、第15条に規定する岡山市協働推進委員会の議を経て行うものとする。

5 第1項の規定による指定を受けた者は、当該事業に係る実施状況及び会計状況を市長に報告するとともに、支援が行われている間、毎年度その者の全般的な活動状況及び財政状況を市長に報告しなければならない。

6 市長は、第1項の規定による指定を受けた事業が同項のモデルとなる事業に適合しなくなったと認めるときは、第15条に規定する岡山市協働推進委員会の議を経て同項の規定による指定及び第3項の規定による支援措置を取り消すことができる。

(コーディネート機関)

第8条 市は、多様な主体をつなぎ協働を推進するため、コーディネート機関を設置するものとする。

2 コーディネート機関は、前2条に規定する施策に関連する事業を行うものとする。

(施策の見直し)

第9条 市は、あらゆる施策の立案の際には、多様な主体による協働の実行可能性についての検討に努め、多様な主体による協働の実行後は、その効果の検証に努めるものとする。

(市に対する提案)

第10条 多様な主体（市を除く。）は、市に対して地域の社会課題を解決するための提

案等を行うことができる。

- 2 市は、前項の提案等を受け、第8条に規定するコーディネート機関と連携しながら多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組へつなげることに努めるものとする。

(市の推進体制)

第11条 市は、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組を推進するため、関係部局による市民協働推進本部を設置するとともに、関係各課等に協働推進員を配置するものとする。

(協働フォーラム等の開催)

第12条 市は、協働による地域の社会課題解決に関する取組及びそれを促進するための環境整備について多様な主体が議論を行う場として、協働フォーラム等を開催するものとする。

(啓発)

第13条 市は、この条例及びそれに伴う施策についての啓発に努めるものとする。

(推進計画)

第14条 市は、多様な主体による協働を推進するために、推進計画を策定するものとする。

- 2 市は、推進計画の定期的な評価を行い、その結果を公表するものとする。

(岡山市協働推進委員会の設置)

第15条 多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組の推進について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第16条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第14条に規定する推進計画の策定及び実施状況の評価に関すること。
- (2) 第6条第7号の規定による優れた地域の社会課題解決に関する取組の表彰に関すること。
- (3) 第7条第1項の規定によるモデルとなる事業の指定及び同条第3項の規定による支援措置に関すること。

(4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第17条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第18条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民自治組織に属する者
- (2) NPO法人その他の市民活動団体に属する者
- (3) 事業者
- (4) 学校関係者
- (5) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第19条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第20条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第8条第1項の規定により指定されている事業は、改正後の第7条第1項の規定により指定された事業とみなす。

岡山市市民協働局市民協働部市民協働企画総務課市民活動支援室

700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話 086-803-1061

E-mail kyoudou@city.okayama.jp